



31 日臨技発第 575 号
平成 31 年 1 月 16 日

都道府県臨床(衛生)検査技師会
会長 各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
代表理事会長 宮島 喜文



臨床検査技師が実施する生理学的検査について(照会・回答)

謹啓 貴会には、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、臨床検査技師が実施する生理学的検査については、臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和 33 年厚生省令第 24 号)第 1 条第 1 号から同条第 18 号まで規定されており、第 16 号に規定する聴力検査に自覚的聴力検査、他覚的聴力検査及び行動観察による聴力検査が含まれると解し、臨床検査技師が実施することができる行為として取り扱ってよろしいか、厚生労働省医政局医事課に疑義照会したところ、貴見のとおりとの回答があったので、今後、留意いただき積極的な業務遂行をお願いいたします。

謹白

〒143-0016 東京都大田区大森北4-10-7
TEL 03-3768-4722 FAX 03-3768-6722
Mail jamt@jamt.or.jp
常務理事 丸田秀夫 事務局 篠崎隆男

30日臨技発第520号
平成30年12月18日

厚生労働省医政局医事課
課長 佐々木 健 殿

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会
代表理事会長 宮島喜文



臨床検査技師が実施する生理学的検査について（照会）

臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号。以下「規則」という。）第1条に定める生理学的検査について、疑義があるため、以下のとおりお伺いする。

記

規則第1条第16号に規定する「聴力検査」に、自覚的聴力検査、他覚的聴力検査及び行動観察による聴力検査が含まれると解し、臨床検査技師が実施することができる行為として取り扱ってよろしいかお伺いする。

以上

(補足説明)

耳鼻科領域の業務範囲拡大については日本耳鼻咽喉科学会、日本言語聴覚士協会との連携のもとに平成 28 年頃より三者会議において検討を重ねてきた。当会からの聴力検査等についての業務範囲拡大と、日本言語聴覚士協会からの平衡機能検査等の業務拡大について、三者で合意書を交わし、厚労省をはじめとする関係各所との調整を行ってきた。

その結果当会からの要望については、現在、臨床検査技師が行うことができる、“聴力検査”の中に自覚的聴力検査、他覚的聴力検査及び行動観察による聴力検査が含まれるとの解釈を得る事が出来た。具体的な検査の例を以下に示す。

自覚的聴力検査

- ・標準純音聴力検査、自記オーディオメーターによる聴力検査
- ・標準語音聴力検査、ことばのききとり検査
- ・簡易聴力検査 等

他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査

- ・鼓膜音響インピーダンス検査
- ・チンパノメトリー
- ・耳小骨筋反射検査
- ・遊戯聴力検査 等

今回の疑義解釈により、上記、耳鼻咽喉科領域の生理学的検査が、法的に臨床検査技師が行うことができる検査であるとの判断を得る事が出来た。関連業務に従事する会員においては、法的に認められた臨床検査技師の業務として積極的に関与して頂きたい。

医政医発 1220 第 1 号
平成 30 年 12 月 20 日

一般社団法人臨床衛生検査技師会 代表理事会長 殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

臨床検査技師が実施する生理学的検査について (回答)

平成 30 年 12 月 18 日付け 30 日臨技発第 520 号をもってご照会のあった
件について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。